

神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業

親世帯・子世帯の3世代が 近居・同居をする場合



住み替えを支援します!

※(引越し費用等の半額を補助。上限は市内移転は10万円、市外からの転入は20万です。)

申請対象

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に引越すことが決まっており、裏面の要件を満たす移転世帯が対象です。



対象要件や対象費用・手続きの方法については裏面をご覧ください。

申請先
問い合わせ先

申請方法や必要書類など詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。
神戸市住宅都市局住宅政策課 ☎078-322-5574(直通)

神戸 近居 



助成の内容

(詳しくは表面記載の問合せ先かホームページまでご確認ください。)

助成内容

移転した世帯が支払った引越し代の半額を助成
(最大10万円まで)

- ★子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域(※1)へ転入する場合、移転した世帯が支払った引越し代および住宅の購入・賃貸にかかる費用(不動産登記費用、仲介手数料、礼金)の半額を助成(最大20万円まで)

手続きの方法

下記募集期間のとおり、3期に分けての申込を受付けます。申込期間は引越した後、引越しの翌月から3ヶ月目の末日までです。(例：平成30年6月7日に引越した場合、申込は9月30日まで) 募集期間中に下記申込書類を添えて、申込先へ持参もしくは郵送してください。ただし、第3期募集期間に移転をされる方については、第3期募集期間内であれば移転前の申込も受付けております。

必要書類

- ①申込書 ②申込用チェックシート
- ③転入・転居費用の領収書
(第3期に移転前申込をされる場合は、見積書もしくは明細書)

助成対象要件

(下記の①から⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。)

- ①子世帯は小学校入学前の子どもがいる世帯であること。
- ②親世帯は神戸市内に1年以上居住している世帯であること。
- ③同居もしくは近居(同一小学校区内もしくは直線距離で1km以内)すること。(※2)
- ★市内移転の場合は、移転前から同一小学校区内もしくは直線距離で2km以内に住んでいないことも要件とする。
- ④移転世帯員全ての平成29年1月1日から平成29年12月31日までの年間所得合計(総所得)が510万円未満であること。
- ⑤良好な住宅環境に入居すること
- ★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。
(昭和56年6月1日以降に建築(着工)した住宅。昭和56年5月31日以前に建築(着工)された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。)
- ★広さが最低居住面積水準以上であること。

※1・2

市街地西部地域とは中央・兵庫・長田区の南部地域の一部を指します。市街地西部地域に子世帯が転入した結果、親・子世帯が市街地西部地域内で住む場合に、距離要件を緩和します。

募集(申込)期間(申込書類必着)	
第1期	平成30年4月2日(月曜)～平成30年7月31日(火曜)
第2期	平成30年8月1日(水曜)～平成30年11月30日(金曜)
第3期	平成30年12月3日(月曜)～平成31年2月28日(木曜)

- ※移転日によって申込時期が異なります。
- ※申込件数が募集件数を上回った場合は抽選とさせていただきます。
- ※申込期間は「引越し後～引越しの翌月から3ヶ月目の末日」です。複数期に申込資格がある場合でも、お申込はどちらか一期のみ受け付けます。